

滋賀県公文書管理・情報公開・
個人情報保護審議会個人情報保護部会資料
令和6年(2024年)8月27日

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況 について（報告）

令和5年度の滋賀県における本人確認情報等の
利用および提供の状況について

総務部市町振興課

本人確認情報等の保護に関する審議会の概要

審議会の役割

- ・ 滋賀県における住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を通じて各市町から通知される県内住民の**本人確認情報**（①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤個人番号 ⑥住民票コード ⑦これらの変更情報）、**附票本人確認情報**（①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤住民票コード ⑥これらの変更情報）の保護に関する事項を、調査審議し、当該事項に関して建議を行う。
- ・ 知事が住民票コードの利用制限（告知要求制限、データベースの作成制限）に違反している者に対する中止命令を行う場合に意見を述べる。

根拠規程（抜粋）

- ・ **住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）**

（都道府県の審議会の設置）

第 30 条の 40 都道府県に、第 30 条の 6 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第 30 条の 6 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（第 30 条の 44 の 13 において読み替えて準用する場合を含む。）

- ・ **滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成 31 年 3 月 22 日滋賀県条例第 5 号）**
（設置等）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 40 第 1 項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会および同法第 30 条の 44 の 13 において読み替えて準用する同項に規定する附票本人確認情報の保護に関する審議会とする。

（担当事務）

第 3 条 審議会は次に掲げる事務を担当する。

(8) 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、同法第 30 条の 40 第 2 項に規定する本人確認情報の保護に関する事項および同法第 30 条の 44 の 13 において読み替えて準用する同項に規定する附票本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。

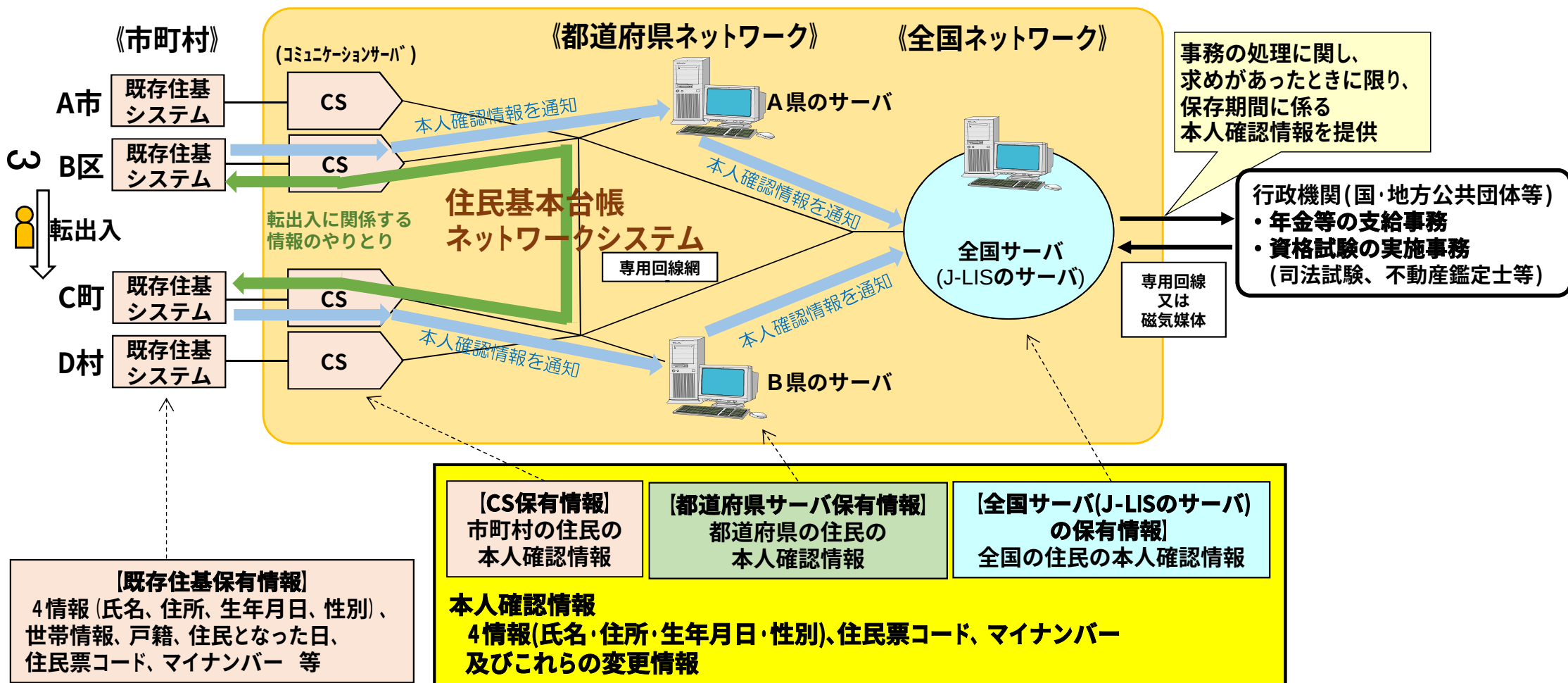
これまでの審議会の内容

- ・ 平成 14 年度の審議会設立以降、毎年、滋賀県における本人確認情報等の利用および提供について調査審議。
- ・ 滋賀県における住基ネットの独自利用（法定事務以外に条例を根拠として住基ネットを利用すること）に関する条例改正について【平成 17 年度】、【平成 30 年度】、【令和 4 年度】および【令和 5 年度】に審議。

住民基本台帳ネットワークシステム

- 住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
 - 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) に本人確認情報を送信
 - 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定
- ➡ 住民基本台帳ネットワークシステム (住基ネット) は市町村と都道府県が連携して構築しているシステム
- また、住民の転出入があった場合等に、関係する情報を市町村間で送信する際にも住基ネット回線を利用している。

(転入地市町村から転出地市町村への転入通知、マイナンバーカードを用いた転入手続に係る転出証明書情報通知など)

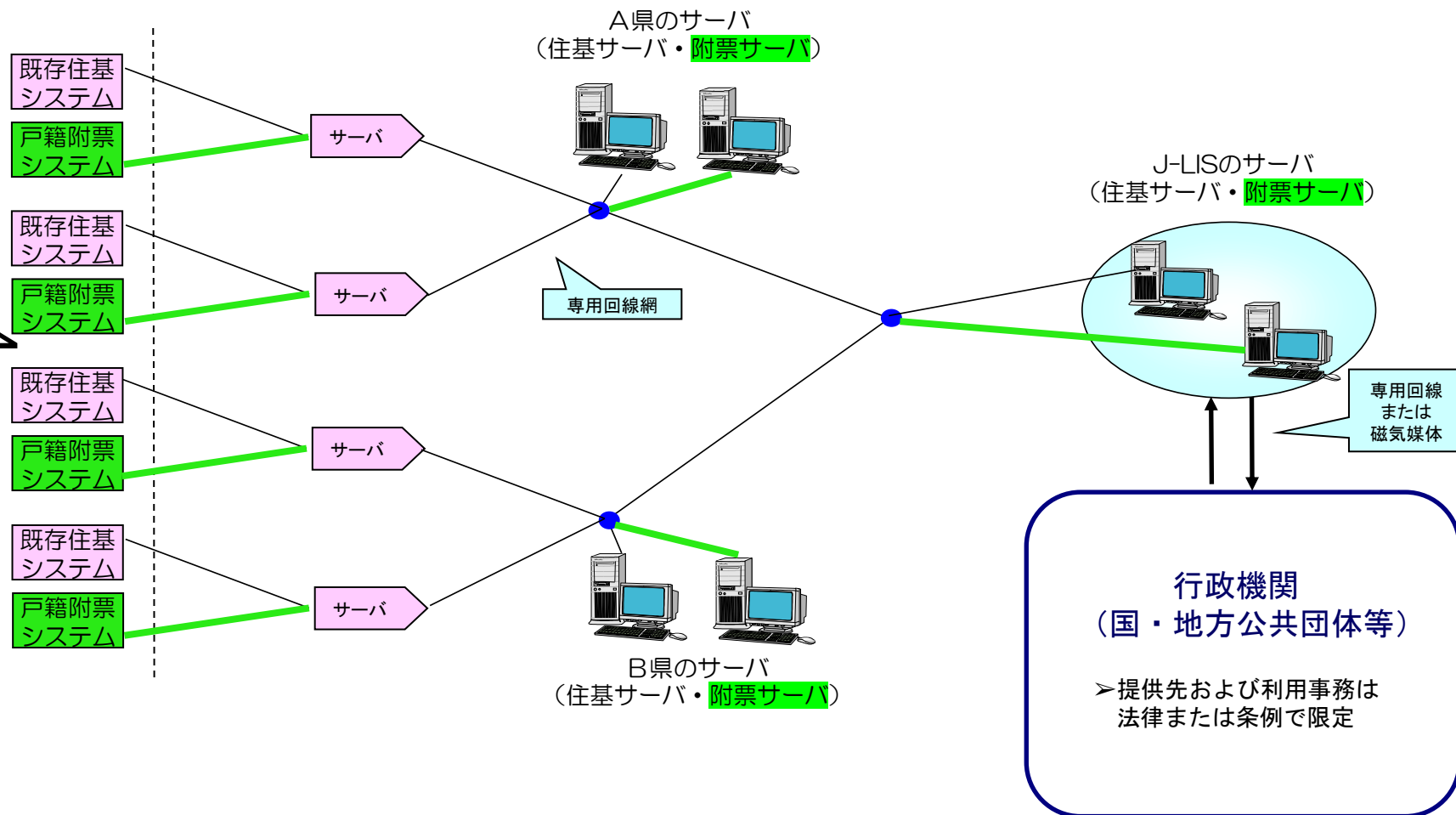


住民基本台帳ネットワークシステム(附票連携システム追加後)

《市町村》

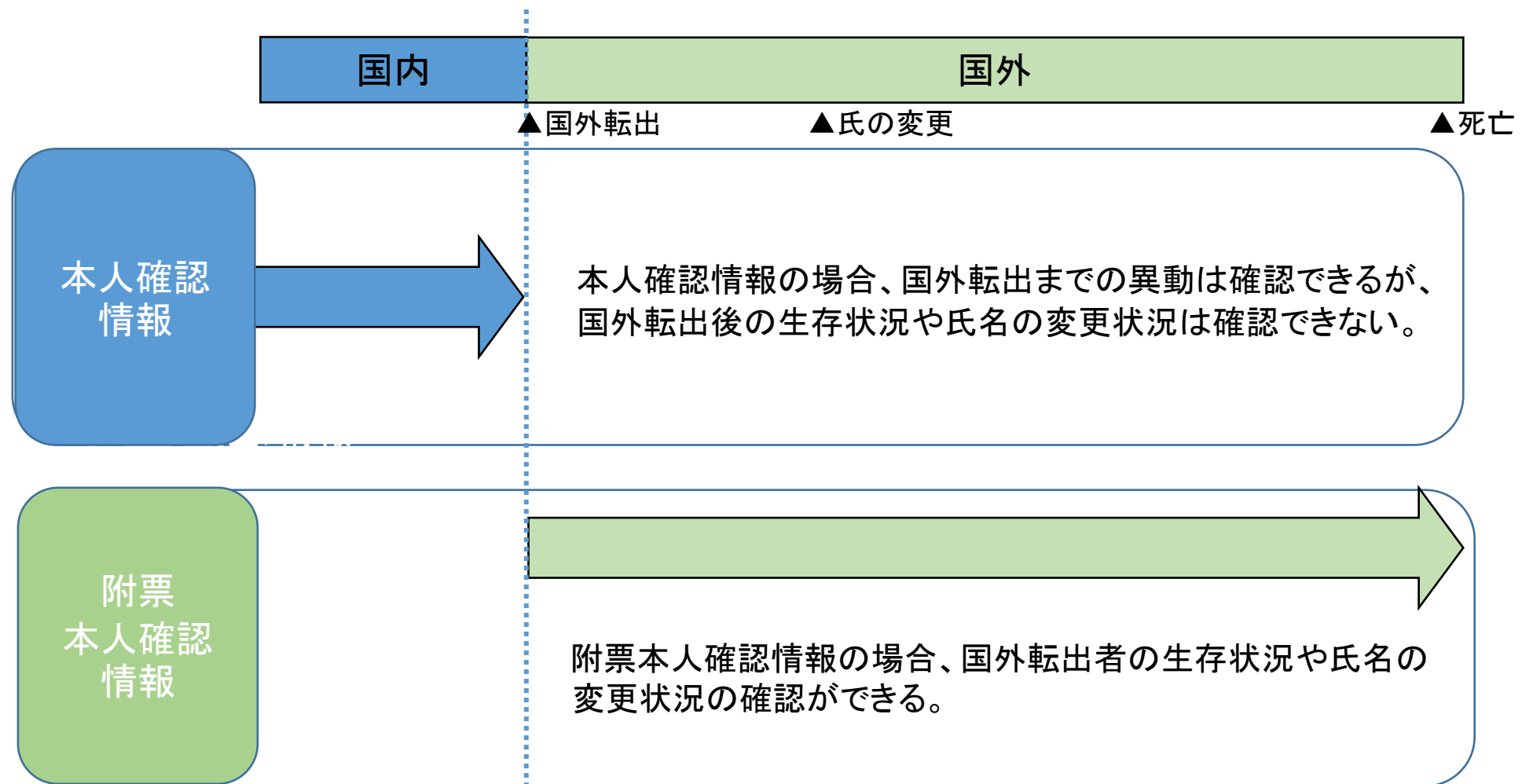
《都道府県ネットワーク》

《全国ネットワーク》



附票情報提供により実現できること

附票本人確認情報の提供により、国外に転出した者の生存状況や氏名の変更状況の確認ができる。



※附票本人確認情報においても、本人確認情報と同じく別表事務として提供を求めることができる。

住基ネットの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

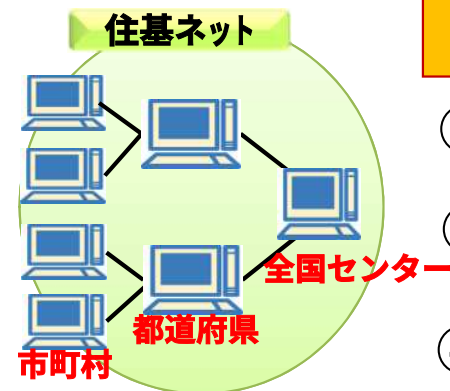
本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、個人番号、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約14億件**

(年金支給事務、税務事務など)

- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約5,170万件**

(パスポートの発給、選挙事務など)



情報提供



行政機関

①

②

③

住民票の写し

④

年金受給権者の住所変更届、死亡届

⑤

年金受給権者の現況届

不要

- ③ 行政手続における住民票の写しの省略

→ **全国で年間約700万件程度** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)

- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略

→ **全国で年間約1,300万件程度** (※平成30年3月より住基ネットの利用開始)

- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分程度**



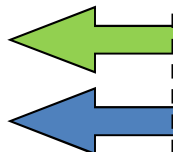
2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

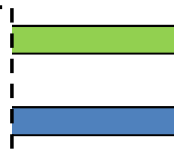
(例) 転入通知 : 従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」 **年間約430万件 (約520万人分)** をオンライン化



転出地市町村

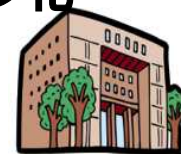


転入通知



郵送

専用回線



転入地市町村

住基ネットにおける個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や地方公共団体情報システム機構が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

■ 外部からの侵入防止

- 専用回線の利用、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDS（侵入検知システム）による侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等の汎用性のあるものは使用せず、独自のアプリケーションによる通信

■ 内部の不正利用（不正閲覧）の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 操作者認証に生体認証を用いることにより、操作者以外の者の操作を防止
- 市町村での操作履歴の確認及び地方公共団体情報システム機構での業務アクセスログの常時監視
- 照会条件の限定

■ その他の措置

- 全市町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導・住基JPKI監査（外部監査）
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 住民基本台帳事務に従事する職員等で、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したものは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

< 趣旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

I 番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を付番。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務において利用。
⇒行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。

II マイナンバーカード（個人番号カード）



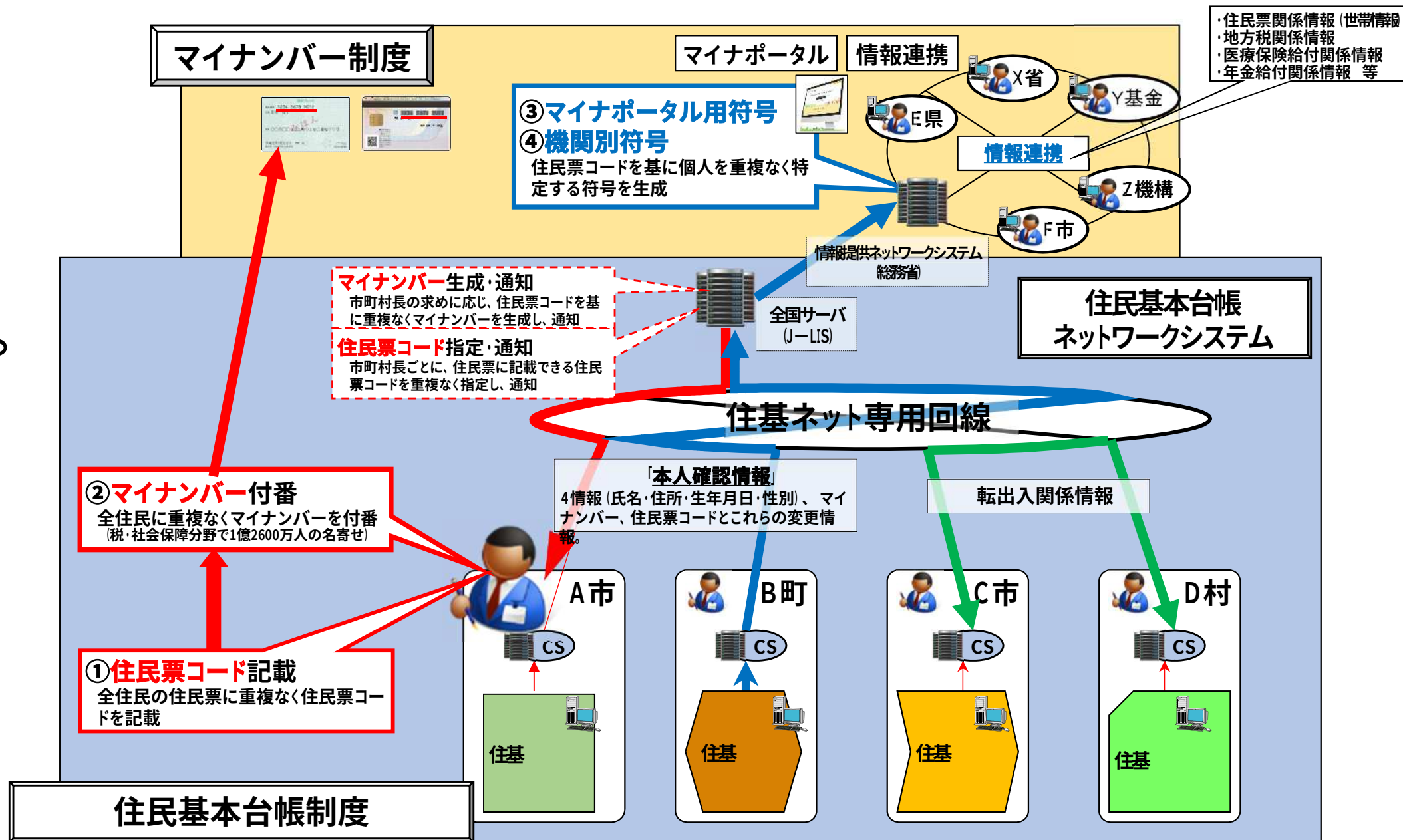
- 1 マイナンバーの本人確認（番号確認と身元（実存）の確認）を1枚で行うことが可能。
- 2 マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載。官民の様々な用途に利用可能。

III マイナポータル

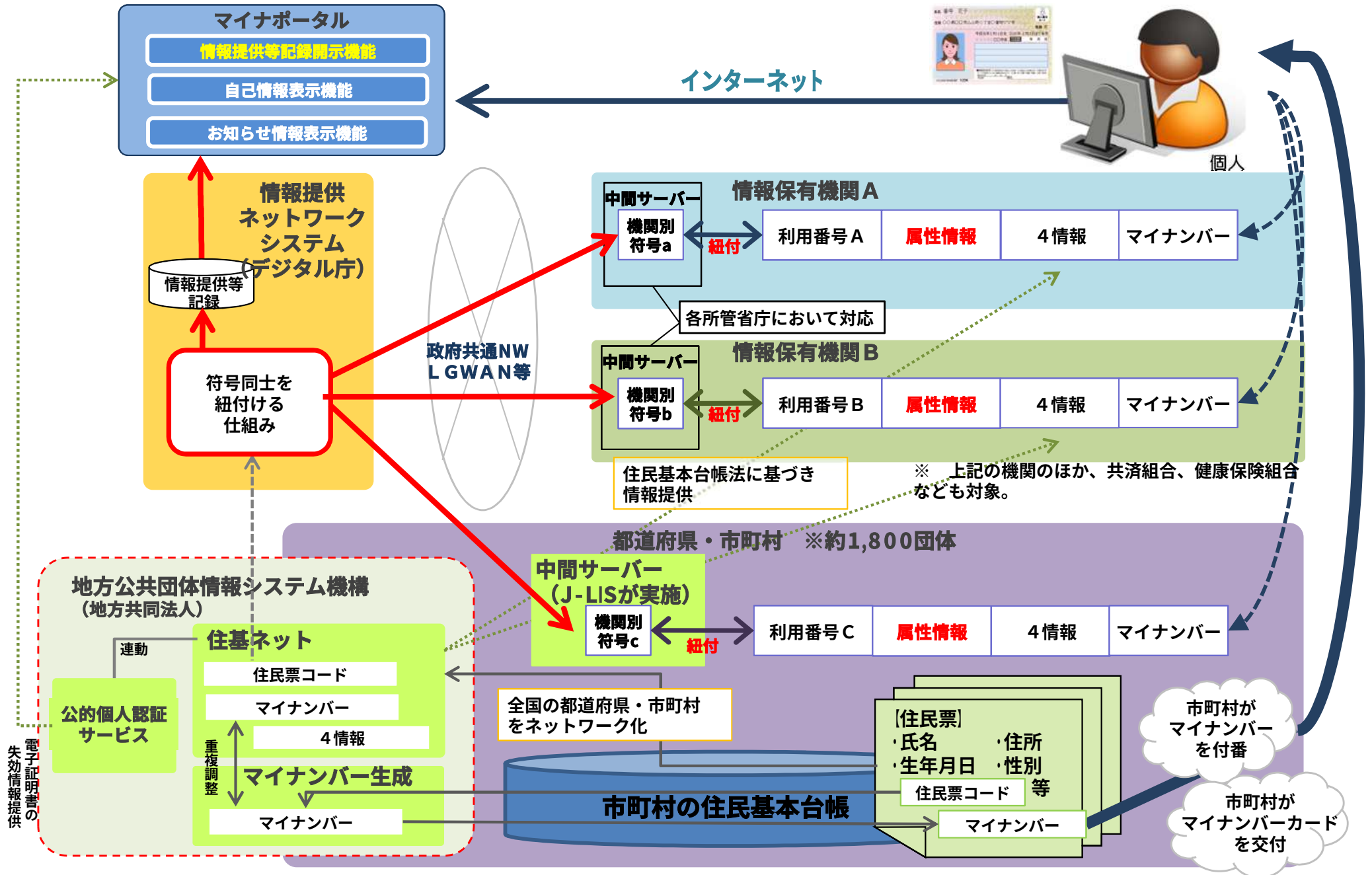
- 1 マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- 2 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

マイナンバー制度を支える住民基本台帳ネットワークシステム

- 住民基本台帳ネットワークシステムは、マイナンバー制度の骨格をなす重要なシステム。全住民に重複なく指定される住民票コードは、マイナンバーや情報連携に用いる機関別符号の生成の基礎となっている。



マイナンバー制度を支える関連システムの全体像



滋賀県における住民基本台帳ネットワークシステム(本人確認情報)の利用および提供の状況

	R5	R4	増減
本人確認情報利用・提供件数合計	151,878	122,571	29,307

1 本人確認情報利用件数一覧(滋賀県知事が利用した件数)

利用区分	実施機関	R5	R4	増減
住民基本台帳法 別表第5に掲げる事務	滋賀県知事	149,238	121,316	27,922
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第1 に掲げる事務	滋賀県知事	1,288	595	693
合 計		150,526	121,911	28,615

2 本人確認情報提供件数一覧(国の行政機関等および行政委員会に提供した件数)

提供区分	提供先	R5	R4	増減
住民基本台帳法 別表第6に掲げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	10	0	10
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第2に掲 げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	1,043	429	614
情報提供業務以外の提 供(市町長等が本人確 認情報の修正等を行うと き)	市町長等	299	231	68
合 計		1,352	660	692

利用区分	項番	事務区分	提供先	R5	R4	増減
住民基本台帳法 別表第5に掲げる事 務	1	特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出または同法第34条第3項の認証に関する事務	県民活動生活課	289	342	△ 53
	2	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第10条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	健康福祉政策課	0	87	△ 87
	3	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務	総務事務・厚生課 教育委員会教職員課 警察本部厚生課	76	100	△ 24
	4	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例または特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税もしくは特別法人事業税の賦課徴収または地方税もしくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	各県税事務所 自動車税事務所	102,701	66,574	36,127
	5	旅券法による同法第3条第1項の発給、同法第9条第1項の渡航先の追加または同法第17条第1項の届出に関する事務	国際課(パスポートセンター)	41,970	18,587	23,383
	6	難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第5条第1項の特定医療費の支給に関する事務	健康寿命推進課	202	1,505	△ 1,303
	7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第2条第3項の被爆者健康手帳の交付、同法第7条の健康診断、同法第38条の居宅生活支援事業もしくは同法第39条の養護事業の実施または同法第24条第1項の医療特別手当、同法第25条第1項の特別手当、同法第26条第1項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第1項の健康管理手当、同法第28条第1項の保健手当、同法第31条の介護手当もしくは同法第32条の葬祭料の支給に関する事務	健康寿命推進課	2,226	1,563	663
	8	児童福祉法による同法第6条の4第1号の養育里親もしくは同条第2号の養子縁組里親の登録もしくは同条第3号の里親の認定、同法第11条第1項第2号ハの児童およびその家庭についての調査および判定、同法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費もしくは同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給、同法第33条の6第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施または同法第56条第1項の負担能力の認定もしくは同条第2項の費用の徴収に関する事務	健康寿命推進課 障害福祉課	53	8,542	△ 8,489
	9	生活保護法による同法第19条第1項の保護の決定および実施、同法第55条の4第1項の就労自立給付金もしくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給、同法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第63条の保護に要する費用の返還または同法第77条第1項、第77条の2第1項、第78条第1項から第3項までもしくは第78条の2第1項もしくは第2項の徴収金の徴収に関する事務	湖東・東近江健康福祉事務所	675	59	616
	10	身体障害者福祉法による同法第15条第4項の身体障害者手帳の交付に関する事務	障害福祉課	2	0	2
	11	知的障害者福祉法による同法第11条第1項第2号ハの知的障害者の判定に関する事務	障害福祉課	0	22,944	△ 22,944
	12	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当若しくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律による同法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害福祉課	1	0	1
	13	家畜商法による同法第3条第1項の免許または同法第5条の登録に関する事務	畜産課	6	6	0
	14	大規模小売店舗立地法による同法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項または附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務	中小企業支援課	1	0	1
	15	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第27条第1項の登録、同法第30条第1項の更新または同法第31条第1項の届出に関する事務	環境政策課	5	9	△ 4
	16	電気工事士法による同法第4条第2項の交付または同条第7項の書換えに関する事務	防災危機管理局	983	974	9
	17	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務	住宅課	21	6	15
	18	住宅宿泊事業法による同法第3条第1項または第4項の届出に関する事務	観光振興局	27	18	9

1の内訳(事務区分別)

提供区分	項番	事務区分	提供先	R5	R4	増減
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1に掲げる事務	19	肥料の品質の確保等に関する法律による同法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは第3項、第22条もしくは第23条の届出に関する事務	みらいの農業振興課	1	5	△ 4
	20	採石法による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務	モノづくり振興課	0	9	△ 9
	21	砂利採取法による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務	モノづくり振興課	13	4	9
	22	介護保険法による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務	医療福祉推進課	77	83	△ 6
	23	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務	各森林整備事務所	601	388	213
	24	滋賀県職員退職料および扶助料支給条例による年金である給付の支給に関する事務	総務事務・厚生課 警察本部厚生課	16	12	4
	25	滋賀県心身障害者扶養共済制度条例による同条例第5条第1項の承認、同条例第16条第1項の脱退一時金の支給、同条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出または同条第5項の調査に関する事務	障害福祉課	371	0	371
	26	滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例による同条例第3条第1項もしくは第3項もしくは第7条第1項の登録または同条例第8条第1項の届出に関する事務	南部環境事務所	0	2	△ 2
	27	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務	中小企業支援課	209	92	117
合計				150,526	121,911	28,615

2の内訳(事務区分別)

提供区分	項番	事務区分	提供先	R5	R4	増減
住民基本台帳法別表第6に掲げる事務	1	特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第2条第1項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	教育委員会	8	0	8
	2	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第6条第1項の就学支援金の支給に関する事務	教育委員会	2	0	2
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げる事務	3	滋賀県奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務	教育委員会	1,026	424	602
	4	国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	教育委員会	5	0	5
	5	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)	教育委員会	8	0	8
	6	地方自治法による同法第242条第1項の監査に関する事務	滋賀県監査委員	4	5	△ 1
情報提供業務以外の提供	7	市町長等が本人確認情報の修正等を行うとき。	市町長等	299	231	68
合計				1,352	660	692